

公 告

令和 7 年度高知県森林整備公社造林事業実施確認委託業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書（第 1 号様式、以下「申請書」という。）を提出してください。

令和 7 年 5 月 26 日

高知県知事 濱田 省司

第 1 業務の概要

（1）委託業務名

令和 7 年度高知県森林整備公社造林事業実施確認委託業務

（2）業務の内容

高知県内 6 林業事務所ごとに実施する造林事業の事業区分別・事業の種類別・造林区分別・事業主体別・施行地別に原則として検査職員が指定する施行地の四半期ごとの現地の確認業務。

確認検査の内容については「令和 7 年度高知県森林整備公社造林事業実施確認委託業務仕様書」のとおり。

（3）業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 25 日

第 2 入札参加者の資格要件

（1）事業所の所在地

高知県内に主たる事業所（本社又は本店）を置く者であること。

（2）競争入札参加資格者

高知県の土木関係建設コンサルタント業務（森林土木）に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（4）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続きにより高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

（5）高知県建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年 8 月高知県告示第 598 号）又は指名回避措置基準要領（平成 17 年 8 月 25 日付け 17 高建管第 223 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

（6）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

- (7) 県内に所在する事業所が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 県内に所在する事業所が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく森林部門の技術士の資格を有する者、又は一般社団法人日本森林技術協会が認定する林業技士かつ測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 号により登録された測量士で、森林・林業、森林土木に関する測量、調査の実務経歴が 7 年を超える者で、常用雇用労働者（期間の定めなく雇用されている者又は過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている者若しくは採用時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者で雇用契約が自動更新される者）を、当該業務の管理技術者として配置できること。

第 3 申請書に関すること

(1) 申請書の交付

- ア 交付期間 この公告の日から令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時まで
- イ 交付場所 〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52
高知県林業振興・環境部 森づくり推進課（公営林担当）
電話（088）821-4814
- ウ 交付方法 直接受け取り又は高知県ホームページ「入札情報」からダウンロードできます。

(2) 申請書の提出方法

- ア 提出部数 1 部
- イ 提出期限 令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時
- ウ 提出場所 高知県林業振興・環境部 森づくり推進課
- エ 提出方法 直接持参すること。（郵送等による提出は認めない。）
- オ 費用負担 提出者の負担とする。

(3) 申請書に次に掲げる書類を各 1 部添付しなければならない。

- ア 競争入札参加資格決定通知書の写し
- イ 配置予定管理技術者（技術士等）の資格証明書の写し

第 4 閲覧に関すること

設計図書、仕様書は、この公告の日から当該業務の入札の前日までの間、午前 9 時から午後 5 時まで、高知県庁西庁舎 4 階において閲覧することができる（閉庁日除く）。

第 5 設計図書、仕様書に関する質疑応答

設計図書、仕様書の内容について質問がある場合は、ア及びイに従い、書面（自由様式）を提出すること。

- ア 書面は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課（公営林担当）へ持参又は郵送（書留郵便に限る）若しくは F A X（電話により着信を確認すること。）により提出するものとする。
- イ 書面の受付期間は、この公告から令和 7 年 6 月 5 日（木）（申請書の提出期限）までの間、県の閉庁日を除く毎日とする。
- ウ 質問に対する回答は、書面を受理した後速やかに F A X する。

なお、第 6 の入札資格の確認通知を行う前にあつては、質問のあつた者に対して電送するとともに閲覧所において閲覧に供する。また、入札参加資格の確認通知後は、確認通知を受けた者全員に速やかに F A X するとともに、閲覧所において閲覧に供する。

第6 申請書の審査結果に関すること

申請書の審査結果は、一般競争入札参加通知書（第2号様式）により通知する。
また、申請書を提出した者のうち当該入札に参加する資格のない者に対しては、参加できない旨及びその理由を書面により通知する。

※通知予定日 令和7年6月10日（火）まで

第7 入札に関すること

(1) 入札予定日時

令和7年6月17日（火） 午後3時

(2) 入札予定場所

高知県庁 西庁舎地下1階 会議室

(3) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじによって定める。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とする。

(5) 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に高知県契約規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条第2号の規定により免除された場合は、この限りではない。

(6) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

(7) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は無効とする。

ア 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。

イ 入札に際し不正の行為があったとき。

ウ 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

エ 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し又は不明なとき。

オ 入札書の金額を訂正しているとき。

カ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

(8) 失格の入札

最低制限価格を下回った価格の入札は、失格とする。

(9) 契約保証金

契約保証金は、高知県契約規則第39条及び40条の規定による。

(10) 契約の締結

落札者は、落札決定の日から10日（閉庁日を含む）以内に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

(11) その他入札に必要な事項

別添「物品購入等一般競争入札心得」による。

第8 特に留意すること

(業務の体制)

現地の確認検査は、四半期ごとに、県内6林業事務所ごとに指定された、県内一円の造林事業施行地で行うこととなるので、10月、12月、1～2月(予定)には確認技術員(※)の業務が集中すると思われるので、配置には特段の配慮が必要となる。

※確認技術員は、技術士、一般社団法人日本森林技術協会が認定する林業技士、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士、森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項に基づく林業普及指導員(旧林業専門技術員、旧林業改良指導員)等専門的技術を有する者でなければならない。(令和7年度高知県森林整備公社造林事業実施確認委託業務仕様書第5の6)

第9 その他

- (1) 契約書の作成を要する。(契約書は別添のとおり)
- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とする。
- (4) 関連情報を入手する照会窓口

高知市丸ノ内1-7-52(〒780-0850)

高知県林業振興・環境部 森づくり推進課(公営林担当)

電 話 088-821-4814

F A X 088-821-4576